

岐阜県公報

号外(二) 平成二十六年十一月十三日

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(同) 一

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同) 二

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 四

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十四号の二

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「岐阜県感染症診査協議会委員」を「岐阜県感染症診査協議会委員
岐阜県小児慢性特定疾病審査会」

に改める。

会

附則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十四号の三

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三子ども相談センター所長の部一の項中「とていう。」の下に、「児童福祉法施行令（以下この項中「施行令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この項中「施行規則」という。）を加え、同項第六号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同項第十二号中「在所年齢」を「在所年齢」に改め、同項第十七号中「第四十七条第一項」を「第四十七条第一項ただし書」に改め、同項第十八号中「及び第二項又は」を「に掲げる措置並びに同条第二項及び」に、「に規定する措置又は」を「の規定による」に改め、「すること」の下に「並びに費用の徴収を他の都道府県等に囑託すること」を加え、同項第十九号中「第五十七条の第三項」を「第五十七条の第三項」に改め、同項第二十号中「第五十七条の第四第二項」を「第五十七条の第四第三項」に改め、同項に次の三号を加える。

- 21 施行令第三十二条第一項の規定により岐阜県児童福祉審議会の意見を聴くこと及び同条第二項の規定により岐阜県児童福祉審議会に報告すること。
- 22 施行令第三十三条の規定により新居住地の都道府県知事に居住地の変更を通知すること。

23 規則第二十六条の規定により児童福祉施設等の長に書類を送付すること。
附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十四号の四

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表保健医療課の項第三号中「特定疾患及び小児慢性特定疾患」を「指定難病、小児慢性特定疾病及び特定疾患」に改める。
第三十条の表保健医療課の部岐阜県精神保健福祉審議会の項の次に次のように加える。

岐阜県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
岐阜県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表障害福祉課の部岐阜県障害児通所給付費等不服審査会の項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

第四十条の表三の項第六号中「特定疾患及び小児慢性特定疾患」を「指定難病、小児慢性特定疾病及び特定疾患」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第八条第二項及び第四十条の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十一号の二

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

<p>九 難病の患者に 対する医療等に 関する法律(平 成二十六年法 第五十号。以 下の項中「法 」といふ)、難病 の患者に対する 医療等に関する 法律施行令(平 成二十六年政 令第三百五十八号、 以下この項中 「令」といふ) 及び難病の患者 に対する医療等 に関する法律施 行規則(平成二 十六年厚生労働</p>		<p>1 法第二十一条 第四項の規定に よる特定医療費 の支払の一時差 止め 2 法第二十二條 第三項の規定に よる措置命令 3 法第二十三條 の規定による指 定医療機関の指 定の取消し等</p>	<p>1 部長専決事項 及び別表第四保 健所及び保健所 に置かれる事務 所の部四の項に 掲げる専決事項 を除く法、令及 び省令の施行に 関する事務</p>	<p>する。 別表第三保健医療課の表一の項中「と」といふ)の下に「児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下この項中「令」といふ)及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この項中「省令」といふ)」を加え、同項部長専決事項の欄を次のように改める。</p> <p>1 法第十九条の十六第四項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払の一時差止め 2 法第十九条の十七第三項の規定による措置命令 3 法第十九条の十八第一項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し等</p> <p>別表第三保健医療課の表一の項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。 1 部長専決事項及び別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部三の項に掲げる専決事項を除く法、令及び省令の施行に関する事務</p> <p>別表第三保健医療課の表中十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、八の項の次に次のように加える。</p>
<p>四 難病の患者に対する医療等に関する法律(以下この項中「法」といふ)及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(以下この項中「省令」といふ)の施行事務</p>	<p>1 法第十九条の五第二項及び第三項の規定による支給認定の変更(指定小児慢性特定疾病医療機関の変更に限る)の認定及び医療受給者証の返還</p>	<p>1 省令第七条の九第三項の申請内容の変更の届書の受付(当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等及び保護者の氏名及び居住地のみの変更)当該変更後の居住地が他の都道府県又は岐阜市の区域内であるものを除く)に限る。 2 省令第七条の二十三第一項の規定による医療受給者証の再交付 3 省令第七条の二十三第四項の規定による医療受給者証の返還の受付</p>	<p>省令第二百一十一号。以下この項中「省令」といふ)の施行事務</p> <p>別表第三障書福祉課の表一の項中「昭和二十三年政令第七十四号。」及び「昭和二十三年省令第十一号。」を削る。 別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部に次のように加える。</p> <p>三 児童福祉法(以下この項中「法」といふ)及び児童福祉法施行規則(以下この項中「省令」といふ)の施行事務</p>	

3 省令第二十七条第三項の規定による医療受給者証の返還の受付

附則

1 この訓令は、平成二十七年一月一日から施行する。

2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）附則第三条第五項及び第十二条並びに児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）附則第四条第五項及び第十項の規定により各法律の施行前においても行うことができることとされる事務については、この訓令の施行前においても、改正後の別表第三保健医療課の表一の項及び九の項並びに別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部三の項及び四の項の規定の例により、部長、課長、現地機関の長又は現地機関の課長が専決することができる。

岐阜県訓令甲第三十一号の三

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄第一号中「第十二条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十二条の六第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十八条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第二十四条の三第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第二十四条の四の」の下に「規定による」を加え、「返還」を「返還請求」に改め、同欄第九号中「指定医療機関」を「規定による指定発達支援医療機関」に改め、同欄第十号中「第二

十七条の三の」の下に「規定による」を加え、同欄第十四号中「までの」の下に「規定による」を加え、同欄第十六号中「二月を超える一時保護」を「規定による一時保護期間の延長」に改め、同欄第二十六号中「第十三条の」の下に「規定による」を加え、同号を同項第二十九号とし、同欄第二十五号中「入所施設等」を「規定による児童福祉施設等」に改め、同号を同欄第二十八号とし、同欄第二十四号中「及び第二項の児童福祉審議会」を「の規定による岐阜県児童福祉審議会」に、「採った措置の児童福祉審議会」を「同条第二項の規定による岐阜県児童福祉審議会」に改め、同号を同欄第二十七号とし、同欄第二十三号中「第五十六条の」の下に「規定による」を加え、「都道府県知事等」を「都道府県等」に改め、同号を同欄第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

25 法第五十七条の三第三項の規定による報告の命令等

26 法第五十七条の四第三項の規定による文書の閲覧等の請求

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄第二十二号中「第四十七条第一項」を「第四十七条第一項ただし書」に改め、同号を同欄第二十三号とし、同欄第二十一号を第二十二号とし、同欄第二十号中「第三十三条の八の」を「第三十三条の八第一項の規定による」に改め、同号を同欄第二十一号とし、同欄第十九号中「宣告」を「審判等」に改め、同号を同欄第二十号とし、同欄第十八号を第十九号とし、同欄第十七号中「第三十三条の二第四項の」を「第三十三条の二の二第四項の規定による」に改め、同号を同欄第十八号とし、同欄第十六号の次に次の一号を加える。

17 法第三十三条第五項の規定による岐阜県児童福祉審議会の意見聴取

別表第二子ども相談センターの表一の項課長専決事項の欄第一号中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の二の二第一項」に改め、同欄第二号中「第三十三条の二第六項の」を「第三十三条の二の二第六項の規定による」に改め、「所有物の児童」の下に「への返還」を加え、「返還又は」を削り、同欄第三号中「第三十四条の」を「第三十三条の規定による」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年一月一日から施行する。

平成二十六年十一月十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社